中間財務諸表等(民間会計基準準拠)

総括

1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表(民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表)は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当行は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査に準じて、第 6 期中間会計期間(平成 16 年 4 月 1 日から平成 16 年 9 月 30 日まで)及び第 7 期中間会計期間(平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

3. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年1月20日

国 際 協 力 銀 行 総 裁 篠 沢 恭 助 殿

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 細 野 康 弘業務執行社員

代表社員 業務執行社員公認会計士 藤井泰博

代表 社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木 貴 司

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等(民間会計基準準拠)」に掲げられている国際協力銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表等

(1)中間財務諸表

①中間貸借対照表

(資産の部) (金額単位:百万円)

(2 (7	드아버어										(327)	<u> </u>
						期別	第6期中間会	計期間末	第7期中間会	計期間末	第6期	l末
			_	_			貸借対	照表	貸借対	照表	要約貸借	対照表
					_	_	(平成16年9	月30日)	(平成17年9	月30日)	(平成17年3	3月31日)
	科	目					金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
現	金	3	頁	け	金		450,325	2.14	461,133	2.23	170,029	0.82
有	fi	#	Ī	E	券		119,840	0.57	119,302	0.58	119,980	0.58
貸		Ł	Ħ		金	※ 1,2,3,4,5,6,7,9	19,329,063	91.89	18,891,945	91.58	19,187,414	92.90
そ	の	1	t	資	産	※ 14	534,048	2.54	440,255	2.13	599,982	2.91
動	産	7	F	動	産	※ 12	26,616	0.13	25,907	0.13	26,186	0.13
債	券	繰	延	資	産		3,907	0.02	3,739	0.02	3,719	0.02
支	払	承	諾	見	返		845,107	4.02	975,429	4.73	899,389	4.35
貸	倒	-	}	当	金		△ 274,692	Δ 1.31	△ 288,927	Δ 1.40	△ 353,664	△ 1.71
資	産	の	部	合	計		21,034,217	100.00	20,628,787	100.00	20,653,038	100.00

(負債及び資本の部) (金額単位:百万円) 期 別 第6期中間会計期間末 第7期中間会計期間末 第6期末 貸借対照表 貸借対照表 要約貸借対照表 (平成16年9月30日) (平成17年9月30日) (平成17年3月31日) 金 額 構成比(%) 金 額 構成比(%) 金 額 構成比(%) 債 券 ※10 1,895,891 9.01 1,802,685 8.74 1,776,254 8.60 借 金 9,977,839 47.44 9,240,544 44.80 9,559,735 46.29 そ の 他 負 債 ※11 271,286 1.29 225,304 1.09 224,079 1.09 与 賞 引 976 0.00 1,014 0.00 960 0.01 退 給 付 引 当 金 17,273 0.08 17,172 0.08 17,276 80.0 支 払 承 諾 845,107 4.02 975,429 4.73 899,389 4.35 負 債 の 部 合 計 13,008,373 61.84 <u>12,262,1</u>52 59.44 12,477,695 60.42 資 本 金 36.84 7,933,644 7,876,744 7,748,644 38.46 38.14 国際金融等勘定資本金 985,500 985,500 985,500 海外経済協力勘定資本金 6,763,144 6,891,244 6,948,144 利 益 剰 余 金 ※13 277,199 1.32 432,991 2.10 298,598 1.44 676,258 国際金融等勘定準備金 709,148 676,258 海外経済協力勘定積立金 85,490 111,324 85,490 387,481 中間(当期)未処理損失 484,549 463,150 資 部 計 8,025,844 40.56 本 の 合 38.16 8,366,635 8,175,343 39.58 20,628,787 負債及び資本の部合計 21,034,217 100.00 100.00 20,653,038 100.00

②中間損益計算書

						(並以)	业:日万円)
Į.	別	第6期中間会	計期間	第7期中間会	計期間	第6期	1
		損益計算	算書	損益計算	書	要約損益記	十算書
		(自 平成16年	三4月 1日	(自 平成17年	€4月 1日	(自 平成16年	F4月 1日
		至 平成16年	三9月30日)	至 平成17年	三9月30日)	至 平成17年	三3月31日)
科目		金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益		259,613	100.00	291,988	100.00	508,310	100.00
資 金 運 用 収 益		253,822		285,150		488,620	
(うち貸出金利息)		(232,858)		(280,401)		(458,984)	
(うち有価証券利息配当金)		(1,366)		(3,021)		(3,638)	
役務取引等収益		3,182		4,490		6,334	
その他業務収益		2,491		2,145		13,152	
その他経常収益		116		201		202	
経 常費 用		166,261	64.04	161,251	55.23	409,305	80.52
資 金 調 達 費 用		140,520		147,947		284,575	
役務取引等費用		1,621		1,299		5,668	
その他業務費用		594		646		2,211	
営業経費※	(1	11,559		11,118		22,963	
その他経常費用※	(2	11,965		239		93,886	
経常 利益		93,352	35.96	130,736	44.77	99,004	19.48
特別 利益		15,673	6.04	36,556	12.52	31,428	6.18
政府交付金収入※	(3	15,000		15,000		30,000	
そ の 他※	4	673		21,556		1,427	
特別損失		2	0.00	10	0.00	9	0.00
中間(当期)純利益		109,023	42.00	167,282	57.29	130,423	25.66
前期繰越損失		593,573		554,763		593,573	
中間(当期)未処理損失		484,549		387,481		463,150	

		•	(金額単位:白万円)
期 別	第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日	第6期 (自 平成16年4月 1日
科目	至 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	T 19010 T 07100 H)	T 19011 T 00100 H)	_ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
中間(当期)純利益	109,023	167,282	130,423
減価償却費	670	627	1,355
	11,266	△ 64,737	90,239
賃与引当金の増減(△)額 賞与引当金の増減(△)額	58	53	42
退職給付引当金の増減(△)額	△ 156	△ 103	△ 152
資金運用収益	△ 253,822	\triangle 285,150	△ 488,620
資金調達費用	140,520	147,944	284,575
有価証券関連損益(△)	-	196	2,875
為替差損益(△)	△ 181,112	$\triangle 192,654$	△ 60,081
動産不動産処分損益(△)	△ 16	6	△ 11
貸出金の純増(△)減	203,391	505,868	213,818
債券の純増減(△)	287,255	5,995	179,225
借用金の純増減(△)	△ 415,086	△ 319,190	△ 833,190
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△ 245,219	△ 237,539	△ 33,909
資金運用による収入	259,155	251,739	506,306
資金調達による支出	△ 133,571	△ 142,869	△ 291,548
その他	167,866	176,242	68,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,776	13,711	△ 230,073
Ⅱ. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△ 76	\triangle 222	\triangle 2,527
有価証券の売却による収入	693	690	693
動産不動産の取得による支出	△ 29	△ 219	△ 184
動産不動産の売却による収入	55	9	92
投資活動によるキャッシュ・フロー	642	257	△ 1,927
Ⅲ. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資の受入れによる収入	58,500	56,900	186,600
国庫納付の支払額	△ 23,748	△ 19,964	△ 36,547
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,751	36,935	150,052
Ⅳ. 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
Ⅴ. 現金及び現金同等物の増減額	Δ 14,381	50,905	△ 81,947
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	<u> 152,738</u>	<u>70,790</u>	<u> 152,738</u>
Ⅷ. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	138,356	121,696	70,790

	第6期中間会計期間	第7期中間会計期間	第6期
	(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成16年4月1日
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
1. 有価証券	有価証券のうち保有している	同 左	同 左
の評価基	ものは、すべて時価のない「その		
準及び評	他有価証券」に分類され、移動平		
価方法	均法による原価法により行って		
	おります。		
2. デリバテ	デリバティブ取引の評価は、時	同 左	同左
-・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	価法により行っております。	, ,	
の評価基			
準及び評			
価方法			
3. 固定資産	(1)動産不動産	(1)動産不動産	(1)動産不動産
の減価償	動産不動産は、定率法(ただし、	同左	動産不動産は、定率法(ただし
却の方法	平成10年4月1日以後に取得し	1.3	平成10年4月1日以後に取得
21.00/31/2	た建物(建物附属設備を除く。)		た建物(建物附属設備を除く。
	については定額法)を採用し、年		については定額法)を採用して
	間減価償却費見積額を期間によ		ります。
	り按分し計上しております。		なお、主な耐用年数は次の
	なお、主な耐用年数は次のと		おりであります。
	おりであります。		建物:38年~50年
	建物:38年~50年		動産:2年~20年
	動産:2年~20年		到底:2 中~20 中
	到度:2 中 20 中 (2)ソフトウェア	(2)ソフトウェア	(2)ソフトウェア
	自社利用のソフトウェアにつ	同左	同左
	いては、行内における利用可能		H
	期間(5年)に基づく定額法によれば出しているます。		
4. 引当金の	り償却しております。	 (1) 貸倒引当金	 (1) 貸倒引当金
	(1)貸倒引当金	破産、特別清算等法的に経営	
計上基準	当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。		破産、特別清算等法的に経 破綻の事実が発生している債
		破綻の事実が発生している債務	
	破産、特別清算等法的に経営	者(以下「破綻先」という。)に	者(以下「破綻先」という。)
	破綻の事実が発生している債務	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状
	者(以下「破綻先」という。)に	にある債務者(以下「実質破綻	にある債務者(以下「実質破
	係る債権及びそれと同等の状況	先」という。)に係る債権につい	先」という。) に係る債権につ
	にある債務者(以下「実質破綻	ては、以下のなお書きに記載さ	ては、以下のなお書きに記載
	先」という。) に係る債権につい	れている直接減額後の帳簿価額	れている直接減額後の帳簿価

ては、以下のなお書きに記載さ れている直接減額後の帳簿価額 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権について は、債権額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合 から、担保の処分可能見込額及 から、担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権について は、債権額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計 上しております。上記以外の債

び保証による回収可能見込額を 控除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻 に陥る可能性が大きいと認めら れる債務者に係る債権について は、債権額から、担保の処分可 能見込額及び保証による回収可 能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合 的に判断し必要と認める額を計 上しております。上記以外の債 第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,661百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞 与の支払いに備えるため、従業 員に対する賞与の支給見込額の うち、当中間会計期間に帰属す る額を計上しております。

賞与引当金には、役員に係る 引当金が含まれております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、 当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上 しております。また、数理計算 上の差異の費用処理方法は以下 のとおりであります。

数理計算上の差異:その発生 年度に一括して費用処理し ております。

また、退職給付引当金には、 役員に係る引当金が含まれてお ります。 第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上して おります。特定海外債権につい ては、対象国の政治経済情勢等 に起因して生ずる損失見込額を 特定海外債権引当勘定として計 上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,297百万円であります。

(2) 賞与引当金

同左

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、 当中間会計期間末において発生 していると認められる額を計上 しております。また、数理計算 上の差異の損益処理方法は以下 のとおりであります。

数理計算上の差異:その発生 年度に一括して損益処理し ております。

また、退職給付引当金には、 役員に係る引当金が含まれてお ります。

第6期

(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,824百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞 与の支払いに備えるため、従業 員に対する賞与の支給見込額の うち、当事業年度に帰属する額 を計上しております。

賞与引当金には、役員に係る 引当金が含まれております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の 退職給付に備えるため、当事業 年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、 必要額を計上しております。ま た、数理計算上の差異の損益処 理方法は以下のとおりであります。ま

数理計算上の差異:その発生 年度に一括して損益処理し ております。

また、退職給付引当金には、 役員に係る引当金が含まれてお ります。

	第6期中間会計期間	第7期中間会計期間	第6期
	(自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
5 が代建て	外貨建資産・負債については、		
5. 外貨建て 資産及び		同 左	外貨建資産・負債は、決算日の 為替相場による円換算額を付し
賃産及び負債の本			
	換算額を付しております。		ております。
邦通貨へ			
の換算基			
進	27 41 11		
6. リース取		同 左	同 左
引の処理			
方法	のファイナンス・リース取引につ		
	いては、通常の賃貸借取引に準じ		
	た会計処理によっております。		
7. ヘッジ会	·	(イ) 金利リスク・ヘッジ	(イ) 金利リスク・ヘッジ
計の方法	①ヘッジ会計の方法	同 左	同 左
	繰延ヘッジ処理によってお		
	ります。		
	②ヘッジ手段とヘッジ対象		
	ヘッジ手段金利スワップ		
	ヘッジ対象貸出金、債券		
	③ヘッジ方針		
	金利リスクをヘッジするた		
	め、対象債権・債務の範囲内で		
	ヘッジを行っております。		
	④ヘッジの有効性評価の方法		
	ヘッジ開始時から有効性判定		
	時点までの期間において、ヘッジ		
	対象の相場変動又はキャッシュ		
	フロー変動の累計とヘッジ手段		
	の相場変動又はキャッシュフロ		
	一変動の累計等を比較し、両者の		
	変動額等を基礎として判断して		
	おります。		
	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ	(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
	外貨建金融資産・負債から生じ	外貨建金融資産・負債から生じ	同 左
	る為替変動リスクに対するヘッ	る為替変動リスクに対するヘッ	
	ジ会計の方法は、「銀行業におけ	ジ会計の方法は、「銀行業におけ	
	る外貨建取引等の会計処理に関	る外貨建取引等の会計処理に関	
	する会計上及び監査上の取扱い」	する会計上及び監査上の取扱い」	
	(日本公認会計士協会業種別監	(日本公認会計士協会業種別監	
	査委員会報告第25号)に規定す	查委員会報告第25号。以下「業種	
	る繰延ヘッジによっております。	別監査委員会報告第 25 号」とい	
	ヘッジ有効性評価の方法につ	う。) に規定する繰延ヘッジによ	
	いては、外貨建金銭債権債務等の	っております。	
	為替変動リスクを減殺する目的		
	で行う通貨スワップ取引及び為	いては、外貨建金銭債権債務等の	
	替スワップ取引等をヘッジ手段	為替変動リスクを減殺する目的	
	とし、ヘッジ対象である外貨建金	で行う通貨スワップ取引及び為	
	銭債権債務等に見合うヘッジ手		
	段の外貨ポジション相当額が存		
	在することを確認することによ		
	りヘッジの有効性を評価してお	段の外貨ポジション相当額が存	

	第6期中間会計期間	第7期中間会計期間	第6期
	(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成16年4月1日
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	ります。	在することを確認することによ	
		りヘッジの有効性を評価してお	
		ります。	
8.消費税等	消費税及び地方消費税(以下、	同 左	消費税及び地方消費税(以下、
の会計処	消費税等という。)の会計処理は、		消費税等という。)の会計処理は、
理	税抜方式によっております。ただ		税抜方式によっております。ただ
	し動産不動産に係る控除対象外		し動産不動産に係る控除対象外
	消費税等は当中間会計期間の費		消費税等は当事業年度の費用に
	用に計上しております。		計上しております。
9. (中間)	中間キャッシュ・フロー計算書	同 左	キャッシュ・フロー計算書にお
キャッシ	における資金の範囲は、中間貸借		ける資金の範囲は、貸借対照表上
ュ・フロー	対照表上の「現金預け金」のうち		の「現金預け金」のうち現金及び
計算書に	現金及び日本銀行への預け金で		日本銀行への預け金であります。
おける資	あります。		
金の範囲			

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第 6 期中間会計期間	第7期中間会計期間	第6期
(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 16 年 9 月 30 日)	至 平成 17 年 9 月 30 日)	至 平成 17 年 3 月 31 日)
	(固定資産の減損に係る会計基準)	
	固定資産の減損に係る会計基準 (「固	
	定資産の減損に係る会計基準の設定に	
	関する意見書」(企業会計審議会平成 14	
	年8月9日))及び「固定資産の減損に	
	係る会計基準の適用指針」(企業会計基	
	準適用指針第6号平成15年10月31日)	
	を当中間会計期間から適用しておりま	
	す。これによる中間純利益への影響はあ	
	りません。	

表示方法の変更

第 6 期中間会計期間	第 7 期中間会計期間
(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日
至 平成 16 年 9 月 30 日)	至 平成 17 年 9 月 30 日)
	(中間貸借対照表関係) 従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名 組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分 は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取 引法の一部を改正する法律」(平成 16 年 6 月 9 日法律第 97 号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義さ れたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて 表示しております。

(中間貸借対照表関係)

第6期中間会計期間末(平成16年9月30日)

※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 国際金融等勘定 504 百万円であ り、海外経済協力勘定には該当す る債権はありません。

なお、破綻先債権とは、未収利 息を収益不計上とすることが認め られる貸出金(以下、「未収利息不 計上貸出金」という。)のうち、会 社更生法又は金融機関等の更生手 続の特例等に関する法律の規定に よる更生手続開始、民事再生法の 規定による再生手続開始、破産法 の規定による破産、商法の規定に よる整理開始又は特別清算開始の 申立てがあった債務者、又は手形 交換所による取引停止処分を受け た債務者に対する貸出金であり、 資産自己査定に基づく債務者区分 における破綻先に対する貸出金で あります。

※2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 267,084 百万円及び 海外経済協力勘定 51,584 百万円 であります。

> なお、延滞債権とは、未収利息 不計上貸出金のうち、破綻先債権 に該当する貸出金を除いたもので あり、資産自己査定に基づく債務 者区分における実質破綻先と破綻 懸念先に対する貸出金でありま

※3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は国際金融等勘定6,340百 万円及び海外経済協力勘定 50,424百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、 資産自己査定に基づく債務者区分 における要注意先に対する債権の うち、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日を起算日として3 月以上延滞している貸出金で、破 綻先債権及び延滞債権に該当しな いものであります。

※4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定355,316百万円及び海外経済協力勘定

第7期中間会計期間末(平成17年9月30日)

※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 国際金融等勘定 71,339 百万円で あり、海外経済協力勘定には該当 する債権はありません。

> なお、破綻先債権とは、元本又 は利息の支払の遅延が相当期間 継続していることその他の事由 により元本又は利息の取立て又 は弁済の見込みがないものとし て未収利息を計上しなかった貸 出金(貸倒償却を行った部分を除 く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。) のうち、会社更生法又 は金融機関等の更生手続の特例 等に関する法律の規定による更 生手続開始の申立て、民事再生法 の規定による再生手続開始の申 立て、破産法の規定による破産手 続開始の申立て、商法の規定によ る整理開始又は特別清算開始の 申立て又は手形交換所による取 引停止処分を受けた債務者に対 する貸出金であります。

※2.貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定177,697百万円及び海外経済協力勘定109,154百万円であります。

なお、延滞債権とは、未収利息 不計上貸出金であって、破綻先債 権及び債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。

※3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は国際金融等勘定2,714百 万円及び海外経済協力勘定7,507 百万円であります。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定 支払日の翌日から3月以上延滞 している貸出金で、破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4.貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は国際金融等勘定248,107百 万円及び海外経済協力勘定 第6期末 (平成17年3月31日)

※1. 貸出金のうち、破綻先債権額に 該当する債権はありません。

> なお、破綻先債権とは、元本又 は利息の支払の遅延が相当期間 継続していることその他の事由 により元本又は利息の取立て又 は弁済の見込みがないものとし て未収利息を計上しなかった貸 出金(貸倒償却を行った部分を除 く。以下「未収利息不計上貸出金」 という。) のうち、会社更生法又 は金融機関等の更生手続の特例 等に関する法律の規定による更 生手続開始の申立て、民事再生法 の規定による再生手続開始の申 立て、破産法の規定による破産手 続開始の申立て、商法の規定によ る整理開始又は特別清算開始の 申立て又は手形交換所による取 引停止処分を受けた債務者に対 する貸出金であります。

※2.貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定265,797百万円及び 海外経済協力勘定122,764百万円 であります。

> なお、延滞債権とは、未収利息 不計上貸出金であって、破綻先債 権及び債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸出金以外の 貸出金であります。

※3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞 債権額は国際金融等勘定2,714百 万円であり、海外経済協力勘定に は該当する債権はありません。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定 支払日の翌日から3月以上延滞 している貸出金で、破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4.貸出金のうち、貸出条件緩和債 権額は国際金融等勘定325,428百 万円及び海外経済協力勘定 第6期中間会計期間末(平成16年9月30日)

743.680 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、 資産自己査定に基づく債務者区分 における要注意先に対する債権の うち、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利の 減免、利息の支払猶予、債権放棄 その他の債務者に有利となる取決 めを行った貸出金で、破綻先債権、 延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権 に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件 緩和債権額の合計額は国際金融等 勘定 629,246 百万円及び海外経済 協力勘定 845,689 百万円でありま す。

> なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6. 国際収支状況の悪化等により、 公的対外債務(債権者が国、貿易 保険、輸出信用機関等の公的機関 である債務) の返済が一時的に困 難となった債務国に対しては、債 権国会議(パリクラブ)の場にお いて債務繰延べ(リスケジュール) が国際的に合意され、債務国政府 に対する一時的な流動性支援(国 際協調の枠組みの下での国際収支 支援) が実施されます。この一時 的な流動性支援の中で、債務国は、 IMF(国際通貨基金)との間で 合意された経済改革プログラムを 実施し、債務返済が継続されてい くこととなります。当行の外国政 府等に対する債権のうち、平成16 年9月末時点で、パリクラブにお いて債務繰延べ合意がなされてい る債権の繰延べ対象元本残高は、 国際金融等勘定 456,442 百万円、 海外経済協力勘定 1,250,091 百 万円となっています。

> かかる債権については、当行の 公的債権者としての特性があるも のの、民間金融機関との比較を容 易にする観点から、債務者区分が 要注意先となっている債務国向け 債権のうち、債務繰延べ合意がな されている債権については、3ヵ 月以上延滞債権に該当するものを

第7期中間会計期間末(平成17年9月30日)

717.119 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、債権放棄そ の他の債務者に有利となる取決 めを行った貸出金で、破綻先債 権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものでありま す。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月以上延滞債権額及び貸出条 件緩和債権額の合計額は国際金 融等勘定 499,859 百万円及び海外 経済協力勘定 833,780 百万円であ ります。

> なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6. 国際収支状況の悪化等により、 公的対外債務(債権者が国、貿易 保険、輸出信用機関等の公的機関 である債務) の返済が一時的に困 難となった債務国に対しては、債 権国会議(パリクラブ)の場にお いて債務繰延べ(リスケジュー ル)が国際的に合意され、債務国 政府に対する一時的な流動性支 援(国際協調の枠組みの下での国 際収支支援) が実施されます。こ の一時的な流動性支援の中で、債 務国はIMF(国際通貨基金)と の間で合意された経済改革プロ グラムを実施し、債務返済が継続 されていくこととなります。当行 の外国政府等に対する債権のう ち、平成17年9月末時点で、パ リクラブにおいて債務繰延べ合 意がなされている債権の繰延べ 対象元本残高は、国際金融等勘定 455,152 百万円、海外経済協力勘 定 1,294,959 百万円となってい ます。

> かかる債権については、当行の 公的債権者としての特性がある ものの、民間金融機関との比較を 容易にする観点から、債務者区分 が要注意先となっている債務国 向け債権のうち、債務繰延べ合意 がなされている債権については、

第6期末 (平成17年3月31日)

724.275 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、 債務者の経営再建又は支援を図 ることを目的として、金利の減 免、利息の支払猶予、債権放棄そ の他の債務者に有利となる取決 めを行った貸出金で、破綻先債 権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞 債権に該当しないものでありま す。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヵ月以上延滞債権額及び貸出条 件緩和債権額の合計額は国際金 融等勘定593,940百万円及び海外 経済協力勘定847,039百万円であ ります。

> なお、上記1.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6. 国際収支状況の悪化等により、 公的対外債務(債権者が国、貿易 保険、輸出信用機関等の公的機関 である債務) の返済が一時的に困 難となった債務国に対しては、債 権国会議(パリクラブ)の場にお いて債務繰延べ(リスケジュー ル)が国際的に合意され、債務国 政府に対する一時的な流動性支 援 (国際協調の枠組みの下での国 際収支支援) が実施されます。こ の一時的な流動性支援の中で、債 務国はIMF(国際通貨基金)と の間で合意された経済改革プロ グラムを実施し、債務返済が継続 されていくこととなります。当行 の外国政府等に対する債権のう ち、平成 16 年度末時点で、パリ クラブにおいて債務繰延べ合意 がなされている債権の繰延べ対 象元本残高は、国際金融等勘定 487,301 百万円、海外経済協力勘 定1,282,521百万円となっていま

> かかる債権については、当行の 公的債権者としての特性がある ものの、民間金融機関との比較を 容易にする観点から、債務者区分 が要注意先となっている債務国 向け債権のうち、債務繰延べ合意 がなされている債権については、

第6期中間会計期間末(平成16年9月30日)

第7期中間会計期間末(平成17年9月30日)

第6期末 (平成17年3月31日)

除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定92,458百万円(うち繰延べ対象元本残高は86,695百万円)、海外経済協力勘定743,680百万円(うち繰延べ対象元本残高は565,842百万円)となっています。

3ヵ月以上延滞債権に該当する ものを除き、原則として貸出条件 緩和債権として分類しておりま す。上記4.に掲げた貸出条件緩 和債権額のうち、かかる債権額 は、国際金融等勘定 90,624 百万 円(うち繰延べ対象元本残高は 80,051 百万円)、海外経済協力勘 定 717,119 百万円(うち繰延べ対 象元本残高は 562,954 百万円)と なっています。

※ 7. 平成 16年 12月のスマトラ沖大 地震及びインド洋津波の被災国 に関し、その被害の復旧・復興を 支援する観点から、公的債権につ いて被災国から要請がある場合 は当面の債務支払猶予(モラトリ アム)を認めることにつき、我が 国を含む主要債権国は、債権国会 議(パリクラブ)で合意していま す。具体的には、被災国の期日ど おりの債務支払を平成17年12月 31 日まで期待しないこと及び支 払猶予された額につき1年間の据 置期間を含む5年間の支払とする ことを主要債権国は表明してお り、平成17年9月末時点で、パ リクラブに対しモラトリアムを 要請してきた被災国はインドネ シア及びスリランカの 2 カ国で す。当該要請のあった被災国向け の本措置による支払猶予対象額 は、国際金融等勘定9,381百万円、 海外経済協力勘定168,017百万円 となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。

3ヵ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記4.に掲げた貸出条件緩和債権額のうち、かかる債権額は、国際金融等勘定77,863百万円(うち繰延べ対象元本残高は74,580百万円)、海外経済協力勘定724,275百万円(うち繰延べ対象元本残高は570,270百万円)となっています。

※7. 平成16年12月のスマトラ沖大 地震及びインド洋津波の被災国 に関し、その被害の復旧・復興を 支援する観点から、公的債権につ いて被災国から要請がある場合 は当面の債務支払猶予(モラトリ アム)を認めることにつき、我が 国を含む主要債権国は、債権国会 議(パリクラブ)で合意していま す。具体的には、被災国の期日ど おりの債務支払を平成17年12月 31 日まで期待しないこと及び支 払猶予された額につき1年間の据 置期間を含む5年間の支払とする ことを主要債権国は表明してお り、要請のあった被災国において 当該条件を受け入れるかどうか 検討しているところです。

平成 16 年度末時点で、パリクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国ですが、上記のとおりパリクラブが提示した条件を受け入れるかどうか検討しているところであるため、支払猶予対象額は確定しておりまする債権のうち、当該要請のあった被災国向けの平成16年度末時点での債権残高は、国際金融等勘定555,470百万円、海外経済協力勘定2,571,276百万円となっております。

本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件

※7.

第6期中間会計期間末 (平成 16 年 9 月 30 日) 第7期中間会計期間末 (平成17年9月30日)

第6期末 (平成 17 年 3 月 31 日)

の変更を行っていることも踏ま

- え、上記1.から5.に掲げた債権に は含めておりません。 同左
 - 同 左 8.

- 8. 担保に供している資産はありま せん。
- ※9. 当行の貸付は長期にわたるもの が多く、一般に、顧客から貸付契 約に定める資金使途に該当する融 資実行の申し出を受けた場合に、 貸付契約上規定された要件を満た していることを確認のうえで、当 行は、顧客の資金需要のうち一定 の範囲内でかつ貸付残高が承諾額 の範囲までとなる一定額の資金を 貸し付けることを約しておりま す。これらの契約に係る融資未実 行残高は 4,950,745 百万円であり ます。

※10.

- ※9. 当行の貸付は長期にわたるもの | ※9. 当行の貸付は長期にわたるもの が多く、一般に、顧客から貸付契 約に定める資金使途に該当する 融資実行の申し出を受けた場合 に、貸付契約上規定された要件を 満たしていることを確認のうえ で、当行は、顧客の資金需要のう ち一定の範囲内でかつ貸付残高 が承諾額の範囲までとなる一定 額の資金を貸し付けることを約

しております。これらの契約に係

る融資未実行残高は4,786,048,百

万円であります。

8.

※10. 下記の債券については、銀行 等との間に締結した債券の信託 型デット・アサンプション契約 (債務履行引受契約)に基づき債 務を譲渡しております。従って、 同債券に係る譲渡債務と同契約 による支払金額を相殺消去して おりますが、同債券の債権者に対 する当行の債券償還義務は債券 償還時まで存続します。

銘 柄	譲渡金額(百			
	万円)			
第5回国際協力銀	50,000			
行債券				
第7回国際協力銀	60,000			
行債券				
第9回国際協力銀	50,000			
行債券				

- ※11. ヘッジ手段に係る損益又は評 価差額は、純額で繰延ヘッジ利益 として「その他負債」に含めて計 上しております。なお、上記相殺 前の繰延ヘッジ損失の総額は 10,377 百万円、繰延ヘッジ利益の 総額は 105,602 百万円でありま
- ※12. 動産不動産の減価償却累計額 19,214 百万円
- **※**13. 同 左

- が多く、一般に、顧客から貸付契 約に定める資金使途に該当する 融資実行の申し出を受けた場合 に、貸付契約上規定された要件を 満たしていることを確認のうえ で、当行は、顧客の資金需要のう ち一定の範囲内でかつ貸付残高 が承諾額の範囲までとなる一定 額の資金を貸し付けることを約 しております。これらの契約に係 る融資未実行残高は5,213,942百 万円であります。
- ※10. 下記の債券については、銀行 等との間に締結した債券の信託 型デット・アサンプション契約 (債務履行引受契約)に基づき債 務を譲渡しております。従って、 同債券に係る譲渡債務と同契約 による支払金額を相殺消去して おりますが、同債券の債権者に対 する当行の債券償還義務は債券 償還時まで存続します。

銘 柄	譲渡金額(百
	万円)
第5回国際協力銀	50,000
行債券	
第7回国際協力銀	60,000
行債券	
第9回国際協力銀	50,000
行債券	

- ※11. ヘッジ手段に係る損益又は評 価差額は、純額で繰延ヘッジ利益 として「その他負債」に含めて計 上しております。なお、上記相殺前 の繰延ヘッジ損失の総額は 8,516 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 156,869 百万円であります。
- ※12. 動産不動産の減価償却累計額 18,516 百万円
- ※13. 利益剰余金について

当行は国際協力銀行法第 44 条 により、国際金融等勘定について は準備金を、海外経済協力勘定に

- ※11. ヘッジ手段に係る損益又は評 価差額は、純額で「繰延ヘッジ利 益」として計上しております。な お、上記相殺前の繰延ヘッジ損失 の総額は2,458百万円、繰延ヘッ ジ利益の総額は135,610百万円で あります。
- ※12. 動産不動産の減価償却累計額 18,972 百万円
- **※**13. 同左

第6期中間会計期間末	第7期中間会計期間末	第6期末
(平成 16 年 9 月 30 日)	(平成 17 年 9 月 30 日)	(平成 17 年 3 月 31 日)
ついては積立金を積み立てており		
ます。		
※14.概算国庫納付について	※14.概算国庫納付について	※14.概算国庫納付について
当行は国際協力銀行法第 44 条	当行は国際協力銀行法第 44 条	当行は国際協力銀行法第 44 条
により国際金融等勘定の利益金の	により国際金融等勘定の利益金	により国際金融等勘定の利益金
一部を国庫に納付していますが、	の一部を国庫に納付しています	の一部を国庫に納付しています
当中間会計期間中に概算にて国庫	が、当中間会計期間中に概算にて	が、当年度中に概算にて国庫に納
に納付した金額については、中間	国庫に納付した金額については、	付した金額については、貸借対照
貸借対照表上においてその他資産	中間貸借対照表上においてその	表上においてその他資産として
として 5,257 百万円を計上してお	他資産として 5,130 百万円を計上	18,056 百万円を資産計上してお
ります。	しております。	ります。

(中間損益計算書関係)

第 6 期中間会計期間	第7期中間会計期間	第6期
(自 平成 16 年 4 月 1 日	(自 平成 17 年 4 月 1 日	(自 平成 16 年 4 月 1 日
至 平成 16 年 9 月 30 日)	至 平成 17 年 9 月 30 日)	至 平成 17 年 3 月 31 日)
1 .減価償却実施額は下記のとおりで	1 .減価償却実施額は下記のとおりで	1 .減価償却実施額は下記のとおりで
あります。	あります。	あります。
建物・動産 549 百万円	建物・動産 482 百万円	建物・動産 1,092 百万円
その他 121 百万円	その他 144 百万円	その他 262 百万円
2 .その他経常費用には、貸倒引当金	2 .その他経常費用には、株式等償却	2 .その他経常費用には、貸倒引当金
繰入額 11,962 百万円を含んでおり	217 百万円を含んでおります。	繰入額 90,992 百万円、株式等償却
ます。		2,867 百万円を含んでおります。
3 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月	3. 同左	3 . 当行は第 4 期に平成 14 年 12 月
10 日付の政府発表「債務救済方式の		10 日付の政府発表「債務救済方式の
見直し」による影響から円借款関連		見直し」による影響から円借款関連
損失(特別損失)を計上しており、日本		損失(特別損失)を計上しており、日本
政府からは当行の財務の健全性を維		政府からは当行の財務の健全性を維
持するため引き続き遺漏なきを期し		持するため引き続き遺漏なきを期し
たいとの方針が表明されています。		たいとの方針が表明されています。
この方針の下、今中間会計期間に、		この方針の下、今事業年度に、円借
円借款関連損失に対応して、政府一		款関連損失に対応して、政府一般会
般会計より 15,000 百万円の交付金が		計より 30,000 百万円の交付金が交付
交付されており、これを特別利益(政		されており、これを特別利益(政府交
府交付金収入)に計上しております。		付金収入)として計上しております。
4	4 .その他の特別利益には、貸倒引当	4.——
	金戻入益 18,837 百万円を含んでお	
	ります。	

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第 6 期中間会計期間 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日)	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第 6 期 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係
平成 16 年 9 月 30 日現在	平成 17 年 9 月 30 日現在	平成 17 年 3 月 31 日現在
現金預け金勘定 $450,325$ 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 $\triangle 311,968$ 百万円	現金預け金勘定 461,133 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 △339,437 百万円	現金預け金勘定 170,029 百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 △99,239 百万円
現金及び現金同等物 138,356 百万円	現金及び現金同等物 121,696 百万円	現金及び現金同等物 <u>70,790 百万円</u>

第6期中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファ イナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取得価額相当額

動産317 百万円その他506 百万円合計823 百万円減価償却累計額相当額

動産67 百万円その他101 百万円合計168 百万円

中間会計期間末残高相当額動産249 百万円その他405 百万円合計655 百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1 年内163 百万円1 年超497 百万円合計661 百万円

・当中間会計期間の支払リース料、 減価償却費相当額及び支払利息 相当額

支払リース料88 百万円減価償却費相当額83 百万円支払利息相当額6 百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によ っております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件 の取得価額相当額との差額を 利息相当額とし、各期への配分 方法については、利息法によっ ております。
- 2. オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内	0 百万円
1年超	- 百万円
合 計	0 百万円

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額、減損損 失累計額相当額及び中間会計期 間末残高相当額

630 百万円

取得価額相当額

動産

その他 506 百万円 合計 1.136 百万円 減価償却累計額相当額 動産 237 百万円 その他 202 百万円 合計 439 百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 393 百万円 その他 303 百万円 合計 697 百万円

・未経過リース料中間会計期間末 残高相当額

1 年内269 百万円1 年超439 百万円合計709 百万円

・当中間会計期間の支払リース料、 リース資産減損勘定の取崩額、 減価償却費相当額、支払利息相 当額及び減損損失

支払リース料 141 百万円 減価償却費相当額 135 百万円支払利息相当額 8 百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、 残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法に ついては、利息法によっておりま

2. オペレーティング・リース取引

・未経過リース料

1年内17百万円1年超3百万円合計20百万円

(減損損失について)

す。

リース資産に配分された減損損失は ありません。

第6期

(自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファ イナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び期末残 高相当額

取得価額相当額

動産 630 百万円 その他 506 百万円 合計 1,136百万円 減価償却累計額相当額 動産 152 百万円 その他 151 百万円 合計 304 百万円 期末残高相当額 動産 478 百万円 その他 354 百万円

- 合計832 百万円・未経過リース料期末残高相当額1 年内268 百万円1 年超574 百万円合計842 百万円
- ・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額支払リース料 229百万円減価償却費相当額 219百万円支払利息相当額 16百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の 取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法に ついては、利息法によっておりま す。

- 2. オペレーティング・リース取引
 - 未経過リース料

1年内2百万円1年超4百万円合計7百万円

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

I 前中間会計期間末

- 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

	(亚识于匹,口刀门)
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	_
その他有価証券	119,840
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	116,417
非上場外国株式	2,808
その他の非上場国内証券	-
その他の非上場外国証券	615

Ⅱ 当中間会計期間末

- 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

	(亚版十四,117
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	119,302
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	115,817
非上場外国株式	2,048
その他の非上場国内証券	147
その他の非上場外国証券	1,290

Ⅲ 前事業年度末

- 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 2. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成17年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

	(<u> </u>
満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	_
その他有価証券	119,980
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	115,892
非上場外国株式	2,807
その他の非上場国内証券	30
その他の非上場外国証券	1,250

(金銭の信託関係)

- I 前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅲ 前事業年度末 (平成17年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

- I 前中間会計期間末 (平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間会計期間末 (平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅲ 前事業年度末 (平成17年3月31日現在) 該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1)金利関連取引(平成16年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

				(======================================
区分	種 類	契約額等	時価	評価損益
ᄪᄁᄀᆝᄕᄃ	金利先物	-	1	
取引所	金利オプション	-	-	-
	金利先渡契約	-	-	-
店頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	ı	ı
	合 計	-	ı	1

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (2)通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	1	ı	ı
店頭	通貨スワップ 為替予約	-		
	その他	-	ı	-
	合 計	-	-	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除 いております。
 - (3)株式関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
 - (5)商品関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

当中間会計期間末

(1)金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	1	1
4X 317/1	金利オプション	-	•	1
	金利先渡契約	-	-	-
店頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	1	-
	合 計	-	_	-

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (2)通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

				(<u>w</u> -
区分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-		1
	通貨スワップ	-	-	-
店 頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除 いております。
 - (3)株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
 - (5)商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。

前事業年度末

(1)金利関連取引(平成17年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	1	1	1
	金利先渡契約	-	-	-
店 頭	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されている デリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - (2)通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	ı	ı	ı
	通貨スワップ	1	1	•
店頭	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

- (注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に 付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いて おります。
 - (3)株式関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
 - (4)債券関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
 - (5)商品関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
 - (6)クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

<u>(2) その他</u>

該当事項なし。